

福岡県公報

平成二十年五月九日
第二千八百二十号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 一

公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 (警察本部総務課)

…………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十二号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年五月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程 (平成七年二月福岡県選挙管理委員会告示第六号) の一部を次のように改正する。

第3号様式の備考1及び第4号様式の備考1中「(地方課調整係)」を「市町村支援課」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第九号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年五月九日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則 (昭和二十九年福岡県公安委員会規則第十六号) の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「法令」の下に「(条例を含む。以下同じ。)」を加え、同条第三号中「警察部内」を「警察部内」に改め、「事項」の下に「又は法令の規定に基づき委員会の権限に属させられた事務のうち処分基準及び手続に関する事項」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）